

別 紙

第 1 法人税基本通達関係

昭和 44 年 5 月 1 日付直審(法)25「法人税基本通達の制定について」(法令解釈通達)のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 寄附金

改 正 後	改 正 前
<p>(資産を帳簿価額により寄附した場合の処理)</p> <p>9-4-8 ……………</p> <p>……………あつても、……………</p>	<p>(資産を帳簿価額により寄附した場合の処理)</p> <p>9-4-8 ……………</p> <p>……………あつても、<u>その記載がなかったことについてやむを得ない事情がある</u>と認めて……………</p>

二 貸倒引当金

改 正 後	改 正 前
<p><u>(リース資産の対価の額に係る金銭債権の範囲)</u></p> <p><u>11-2-1 の 3 令第 96 条第 5 項第 1 号(貸倒引当金勘定への繰入限度額)に掲げる「リース資産の対価の額に係る金銭債権」には、法第 64 条の 2 第 3 項(リース取引に係る所得の金額の計算)に規定するリース取引に係る契約が解除された場合に同条第 1 項の貸貸人に支払われることとされているいわゆる規定損害金に係る金銭債権が含まれることに留意する。</u></p> <p>(人的保証に係る回収可能額の算定)</p> <p>11-2-7 ……………</p> <p>……………当該金銭債権……………認められる」場合……………</p>	<p>(新 設)</p> <p>(人的保証に係る回収可能額の算定)</p> <p>11-2-7 ……………</p> <p>……………当該個別評価金銭債権……………認められる場合」……………</p> <p>……………</p>

改 正 後	改 正 前
(1)	(1)
(2)	(2)
(3)	(3)
(4)	(4)
(5)	(5)
(担保物の処分以外に回収が見込まれない場合等の個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入れ)	(担保物の処分以外に回収が見込まれない場合等の個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入れ)
11-2-8	11-2-8
.....その他の事由により、当該 <u>金銭債権</u>認められるその他の事由が生じていることにより、当該 <u>個別評価金銭債権</u>
<u>こと</u> 」には、次に掲げる <u>事実</u>認められる <u>場合</u> 」には、次に掲げる <u>場合</u>
(1)	(1)
..... <u>こと</u> <u>とき</u>
(2)	(2)
..... <u>こと</u> <u>とき</u>
(実質的に債権とみられない部分)	(実質的に債権とみられない部分)
11-2-9	11-2-9
.....当該 <u>金銭債権</u>当該 <u>個別評価金銭債権</u>
(1)	(1)
(2)	(2)
(3)	(3)
(4)	(4)
(5)	(5)
(6)	(6)

改 正 後	改 正 前
<p>(7)</p> <p>(8)</p> <p>(9)</p> <p>(繰入れ対象となる公的債務者に対する個別評価金銭債権)</p> <p>11-2-14<u>金銭債権</u>は、..... </p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(取立て等の見込みがあると認められる部分の金額)</p> <p>11-2-15 (1) 当該<u>金銭債権</u>..... (2) 当該<u>金銭債権</u>.....<u>填補</u>..... (3) 当該<u>金銭債権</u>..... (4)</p> <p>(貸倒損失の範囲一返品債権特別勘定の繰入額等)</p> <p>11-2-22<u>令第96条第6項第2号イ</u>..... (1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p>	<p>(7)</p> <p>(8)</p> <p>(9)</p> <p>(繰入れ対象となる公的債務者に対する個別評価金銭債権)</p> <p>11-2-14<u>個別評価金銭債権</u>は、..... </p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(取立て等の見込みがあると認められる部分の金額)</p> <p>11-2-15 (1) 当該<u>個別評価金銭債権</u>..... (2) 当該<u>個別評価金銭債権</u>.....<u>てん補</u>..... (3) 当該<u>個別評価金銭債権</u>..... (4)</p> <p>(貸倒損失の範囲一返品債権特別勘定の繰入額等)</p> <p>11-2-22<u>令第96条第2項第2号イ</u>..... (1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p>

三 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金

改 正 後	改 正 前
<p>(前事業年度以前の事業年度から繰り越された欠損金額の合計額)</p> <p>12-3-2 <u>令第116条の3</u>……………<u>第117条の2第1号</u>…………… <u>第118条第1号</u>……………</p> <p><u>ただし、当該金額が、当該確定申告書に添付する法人税申告書別表七（一）の「欠損金又は災害損失金の損金算入に関する明細書」に控除未済欠損金額として記載されるべき金額に満たない場合には、当該控除未済欠損金額として記載されるべき金額による。</u></p>	<p>(前事業年度以前の事業年度から繰り越された欠損金額の合計額)</p> <p>12-3-2 <u>令第116条の3第1号</u>……………<u>令第117条の2第1号</u>…………… ……………<u>令第118条</u>……………</p>

四 協同組合等の事業分量配当等及び特別の賦課金

改 正 後	改 正 前
<p>(事業分量配当の対象となる剰余金)</p> <p>14-2-1 <u>法第60条の2第1号</u>…………… (注) ……………</p> <p>(従事分量配当の対象となる剰余金)</p> <p>14-2-2 <u>法第60条の2第2号</u>……………</p> <p>(漁業協同組合等の組合員以外の者に対する剰余金の分配)</p> <p>14-2-3 …………… ……………<u>法第60条の2</u>……………</p> <p>(農業協同組合の組合員の家族等に対する剰余金の分配)</p>	<p>(事業分量配当の対象となる剰余金)</p> <p>14-2-1 <u>法第60条の2第1項第1号</u>…………… (注) ……………</p> <p>(従事分量配当の対象となる剰余金)</p> <p>14-2-2 <u>法第60条の2第1項第2号</u>……………</p> <p>(漁業協同組合等の組合員以外の者に対する剰余金の分配)</p> <p>14-2-3 …………… ……………<u>法第60条の2第1項</u>……………</p> <p>(農業協同組合の組合員の家族等に対する剰余金の分配)</p>

改 正 後	改 正 前
14-2-3の2 <u>法第60条の2</u>	14-2-3の2 <u>法第60条の2第1項</u>

五 会社更生法又は更生特例法の適用に伴う損益

改 正 後	改 正 前
(解散した法人から受け入れた減価償却資産の耐用年数の見積り等) 14-3-4措置法第47条.....第48条(<u>サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却等</u>)	(解散した法人から受け入れた減価償却資産の耐用年数の見積り等) 14-3-4措置法第45条の2第2項、第46条の2第2項、第47条.....第48条(特定医療用建物の割増償却等)

六 収益事業の範囲

改 正 後	改 正 前
(物品販売業の範囲) 15-1-9 (注)1 同号 <u>括弧書</u> 2 3 (物品貸付業の範囲) 15-1-16 (注) <u>括弧書</u>	(物品販売業の範囲) 15-1-9 (注)1 同号 <u>かっこ書</u> 2 3 (物品貸付業の範囲) 15-1-16 (注) <u>かっこ書</u>

改 正 後	改 正 前
(臨床検査センター) 15-1-61 <u>括弧書</u>	(臨床検査センター) 15-1-61 <u>かっこ書</u>

七 外国税額の控除

改 正 後	改 正 前
(外国法人税の一部につき控除申告をした場合の取扱い) 16-3-1	(外国法人税の一部につき控除申告をした場合の取扱い) 16-3-1 <u>㉔ 内国法人が当該事業年度において納付する外国法人税の一部につき法第69条の規定を適用し、他の外国法人税につき同条の規定を適用しないで損金の額に算入して申告した場合において、その申告をしたことが当該損金の額に算入した外国法人税につき同条第1項に規定する外国法人税に該当するかどうか明らかでなかったことによるものであると認められるときは、同条第12項に規定する「やむを得ない事情」があるものとして取り扱うことができる。</u>
16-3-2 <u>削 除</u>	<u>(使用人の範囲)</u> 16-3-2 <u>令第142条第3項第2号(国外所得金額の計算)に規定する「使用人」の範囲については、次のことは次による。</u> <u>(1) 使用人は、常用であると日々雇い入れるものであると問わないが、使用人兼務役員は含まれない。</u> <u>(2) いわゆる駐在員事務所、買付事務所、情報収集事務所等で令第142条第8項(国外事業所等)に規定する国外事業所等(以下この節において「国外事業所等」という。)に該当しない施設に就労する使用人は、国外事業所等の</u>

改 正 後	改 正 前
<p>16-3-3 <u>削 除</u></p> <p>(源泉徴収の外国法人税等)</p> <p>16-3-4該当するが.....</p> <p>(国外所得金額の計算)</p> <p>16-3-9国内源泉所得（以下この節において「国内源泉所得」という。）</p>	<p><u>使用人に該当しない。</u></p> <p>(3) <u>国外事業所等を通じて行う事業に帰せられる国外源泉所得（令第142条第3項に規定する国外源泉所得をいう。以下この節において同じ。）につき外国法人税を課さないこととしている国又は地域にある国外事業所等に就労する使用人は、国外事業所等の使用人に該当する。</u></p> <p>(4) <u>法第141条第3号（外国法人に係る各事業年度の所得に対する法人税の課税標準）に規定する代理人等に相当する者で国外に置かれているものは、国外事業所等の使用人に該当する。</u></p> <p><u>(国外使用人割合の計算の特例)</u></p> <p>16-3-3 <u>令第142条第3項第2号（国外所得金額の計算）に規定する国外使用人割合は、その事業年度終了の時における国外事業所等の使用人の数及びその法人の使用人の総数に基づいて計算するのであるが、法人がこれらの人数につき、当該事業年度における延人員等当該事業年度において従事した使用人の数に基づく合理的な人数によっている場合には、継続適用を条件としてこれを認める。</u></p> <p>(源泉徴収の外国法人税等)</p> <p>16-3-4該当するが、<u>例えばマレーシアにおける配当所得に対するいわゆる源泉控除のように</u>.....</p> <p>(国外所得金額の計算)</p> <p>16-3-9国内源泉所得（以下この節において「国内源泉所得」という。）</p>

改 正 後	改 正 前
<p>以外の所得（以下この節において「<u>国外源泉所得</u>」という。）……………</p> <p><u>（租税条約により条約相手国等に課税が認められた所得の取扱い）</u></p> <p><u>16-3-10の2 令第142条第4項第3号（控除限度額の計算）の規定の適用上、同項の国外源泉所得に係る所得に該当するものとされる所得には、例えば、租税条約の規定により条約相手国等（同号に規定する条約相手国等をいう。）において租税を課されることとされている不動産関連株式（その有する資産の一定割合が当該条約相手国等に存する不動産である法人の株式をいう。）の譲渡に係る所得が該当する。</u></p> <p><u>④ 当該不動産関連株式の譲渡により損失が生ずる場合の損失額は、国外所得金額の計算上、損金の額に算入することに留意する。</u></p> <p>（負債利子の配賦）</p> <p>16-3-13 ……………</p> <p>……………<u>令第142条第8項（国外事業所等）に規定する国外事業所等（以下この節において「<u>国外事業所等</u>」という。）における国外業務……………</u></p> <p>…</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>④1 ……………</p> <p>2 ……………</p> <p>3 ……………</p> <p>4 ……………</p> <p>5 ……………</p>	<p>以外の所得……………</p> <p>（新 設）</p> <p>（負債利子の配賦）</p> <p>16-3-13 ……………</p> <p>……………<u>国外事業所等における国外業務……………</u></p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>④1 ……………</p> <p>2 ……………</p> <p>3 ……………</p> <p>4 ……………</p> <p>5 ……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(外国法人税を課さないことの意義)</p> <p>16-3-21<u>令第142条の2第3項</u>.....</p> <p>(外国法人税額の高率負担部分の判定)</p> <p>16-3-22<u>令第142条の2第1項</u>.....</p> <p>(予定納付等をした場合の高率負担部分の判定)</p> <p>16-3-23<u>令第142条の2第1項</u>..... (注)</p> <p>(高率負担部分の判定をする場合の総収入金額の計算における連結法人株式の帳簿価額修正額の取扱い)</p> <p>16-3-24 <u>令第142条の2第2項第1号</u>.....</p> <p>(高率負担部分の判定をする場合の総収入金額の計算における譲渡損益調整額の取扱い)</p> <p>16-3-25 <u>令第142条の2第2項第1号</u>..... (注)</p> <p>(貸付金に準ずるもの)</p> <p>16-3-27 <u>令第142条の2第2項本文括弧書</u>.....</p>	<p>(外国法人税を課さないことの意義)</p> <p>16-3-21<u>令第142条の3第3項</u>.....</p> <p>(外国法人税額の高率負担部分の判定)</p> <p>16-3-22<u>令第142条の3第1項</u>.....</p> <p>(予定納付等をした場合の高率負担部分の判定)</p> <p>16-3-23<u>令第142条の3第1項</u>..... (注)</p> <p>(高率負担部分の判定をする場合の総収入金額の計算における連結法人株式の帳簿価額修正額の取扱い)</p> <p>16-3-24 <u>令第142条の3第2項第1号</u>.....</p> <p>(高率負担部分の判定をする場合の総収入金額の計算における譲渡損益調整額の取扱い)</p> <p>16-3-25 <u>令第142条の3第2項第1号</u>..... (注)</p> <p>(貸付金に準ずるもの)</p> <p>16-3-27 <u>令第142条の3第2項本文括弧書</u>.....</p>

改 正 後	改 正 前
(1)	(1)
(2)	(2)
(3)	(3)
(4)	(4)
(5)	(5)
(6)	(6)
(7)	(7)
(8)	(8)
(外国法人税の額から控除されるもの)	
16-3-28 <u>令第142条の2第2項</u> <u>令第142条の2第2項</u>	16-3-28 <u>令第142条の3第2項</u> <u>令第142条の3第2項</u>
.....
(事業の区分)	
16-3-29 <u>令第142条の2第2項第1号から第3号まで</u>	16-3-29 <u>令第142条の3第2項第1号から第3号まで</u>
..... <u>表す</u> <u>表わす</u>
(注)	(注)
..... <u>表す</u> <u>表わす</u>
(所得率等が変動した場合の取扱い)	
16-3-30	16-3-30
(注) 1	(注) 1
2 <u>令第142条の2第2項</u> <u>令第142条の2第2項第4号括弧書</u>	2 <u>令第142条の3第2項</u> <u>令第142条の3第2項第4号括弧書</u>

改 正 後	改 正 前
<p>(総収入金額)</p> <p>16-3-31<u>令第 142 条の 2 第 2 項第 1 号</u>.....<u>令第 142 条の 2 第 2 項</u>.....</p> <p>(資産の売却に係る収入金額)</p> <p>16-3-33 <u>令第 142 条の 2 第 2 項第 1 号</u>.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>⑥ 1</p> <p>2</p> <p>(内国法人に帰せられるものとして計算される金額を課税標準として当該内国法人に対して課せられる外国法人税の額)</p> <p>16-3-36 <u>令第 142 条の 2 第 7 項第 3 号</u>.....</p> <p>(国外所得金額等の計算の明細書の添付)</p> <p>16-3-38</p> <p>.....<u>確定申告書、修正申告書又は更正請求書</u>.....</p>	<p>(総収入金額)</p> <p>16-3-31<u>令第 142 条の 3 第 2 項第 1 号</u>.....<u>令第 142 条の 3 第 2 項</u>.....</p> <p>(資産の売却に係る収入金額)</p> <p>16-3-33 <u>令第 142 条の 3 第 2 項第 1 号</u>.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>⑥ 1</p> <p>2</p> <p>(内国法人に帰せられるものとして計算される金額を課税標準として当該内国法人に対して課せられる外国法人税の額)</p> <p>16-3-36 <u>令第 142 条の 3 第 7 項第 3 号</u>.....</p> <p>(国外所得金額等の計算の明細書の添付)</p> <p>16-3-38</p> <p>.....<u>確定申告書</u>.....</p>

八 経過的取扱い

改 正 後	改 正 前
<p><u>(改正通達の適用時期)</u></p> <p><u>この法令解釈通達による改正前又は改正後の法令解釈通達の適用に関し、次に掲げる事項については、それぞれ次による。</u></p> <p>(1) <u>この法令解釈通達による改正後の 11-2-1 の 3 及び 12-3-2 の取扱いは、平成 24 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。</u></p> <p>(2) <u>平成 24 年 4 月 1 日前に開始した事業年度分の法人税については、この法令解釈通達による改正前の 16-3-2 及び 16-3-3 の取扱いは、なお従前の例による。</u></p> <p>(3) <u>この法令解釈通達による改正後の 16-3-10 の 2 の取扱いは、平成 23 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。</u></p>	<p>(新 設)</p>